

(第3種郵便物認可)

地方自治法改正や地方議会の活性化などで議論する首相の諮問機関、

第30次地方制度調査会（30人）のうちの学識経験者委員の一人として岡山市の弁護士小林裕彦氏（51）が選ばれた。岡山からは再任の石井知事と二人。

弁護士は全国に約3万人、県下にはおおよそ3百人いるが地制調委員は小林氏ただ一人。「こうした仕事には門外漢であるのに。多分、当時の担当大臣、片山善博さんが、委員には現場を知っている人を入れたいとおっしゃっていて、私が岡山市の包括外部監査人などつとめていたことをキャッチし、推薦してくれたのでしょう」という。

一橋大学法学部を卒業、1984年に労働省に入り、92年に弁護士登録、大阪市の出身ながら退官後、玉野市に住まいを移し、岡山弁護士会副会長、同総務委員長などにつき、まめに世話役をつとめてきた。その傍ら



日々 材辺 話

地方自治の在り方にも自らの考え方を持ち、2004年度と09年度に岡

山市包括外部監査人をした。また愛媛県や香川県、さらに松山市、坂出市、丸亀市でも監査の補助者を2、3年ずつ掛け持ちでやってきた。いまも高松市の監査補助をつとめる。何事にも明快。「打てば響く」。

弁護士事務所がある政令市岡山市の市政運営でも「政令市移行で国に直接提言や要望するチャンスが格段に増えた。岡山市から国を変えることができる、そうした気概がほしい」と注文する。前の市包括外部監査人として「行政改革の足取りはまだまだ鈍い。外郭団体の統廃合を進め、予算編成面でも事業を見直し医療、教育、福祉など住民のニーズ強いものに手厚い配分を。不祥事が続くのはガバナンスが働いていないから。手にあまることは、指定管理者制度など利用し、民間に託そう。議会も積極的に政策提案してもらいたい。こうした不断の努力が足りないから定数や報酬が問題にされている」と住民目線で、かたよらず、提言する。

市内に事務所を置き、勤務弁護士5人とともに仕事をする。日々多忙。「地制調は月に1、2回のペース。現場の模様、声を地方自治のシステムにのけられるようつとめる。眞の地方自治とは何か、私なりの考えをぶつけたい」。説得力あふれる。

地方制度調査会委員に岡山弁護士会の小林裕彦弁護士